

「熱中症予防対策」の改正について

令和 7 年 6 月 1 日から改正労働安全衛生規則が施行されます。

熱中症予防対策を強化し、現場で熱中症による死亡者を出さない(重篤化させない)ためには、「見つける→判断する→対処する」という考え方により、現場で対策を施す必要があります。これらの対策を強化すべく、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」が事業者には義務付けられます。

具体的には、次の 2 点が事業者には義務付けられます。

- 1 熱中症を生じる恐れのある作業を行う際に、①熱中症の自覚症状がある作業員、②熱中症のおそれがある作業員を見つけた者がその旨を報告するための体制(連絡先や担当者)を事業場ごとにあらかじめ定め、関係者に周知すること。
- 2 熱中症を生ずる恐れのある作業を行う際に、①作業からの離脱、②身体のコレ、③必要に合った医師の診察又は、処置、④事業者における救急連絡網の作成、緊急搬送先の連絡先、所在地等の周知、といった熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること。

① W B G T (湿球黒球) 28℃または気温 31℃以上の作業において行われる作業で、継続して 1 時間以上または 1 日あたり 4 時間を超えて行われることが見込まれるもの。W B G T 計を選ぶとき、「J I S B 7922 : 2023」の準拠して黒球がついているもの。

② 休憩所の整備が重要となる

③ 熱中症警戒アラート、熱中症特別警戒アラートが発令されたとき対応

④ 体調管理のためにウェアラブル機器の利用

標記について、「熱中症予防指導員研修」を別紙の予定で計画しています。

是非、この研修を受講され熱中症予防対策に努めてください。

令和7年6月1日
熱中症予防対策の
改正があります



熱中症予防指導員研修のご案内

厚生労働省は、平成21年6月19日付け基発第0619001号通達及び平成28年2月29日付け基安発0229第1号通達の中で、事業者が熱中症予防のための労働衛生教育を行うことを求めています。

また、令和7年6月1日から熱中症予防対策を強化し、現場で熱中症による死亡者を出さない(重篤化させない)ためには、「見つける→判断する→対処する」という考え方により、現場で対策を施す必要があります。これらの対策を強化すべく、改正労働安全衛生規則が施行され、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」が事業者には義務付けられます。この機会に受講いただきますようご案内いたします。

令和7年6月5日(木)

- 1 講習年月日 **追加講習 令和7年7月1日(火)**
追加講習 令和7年7月28日(月)
- 2 対象者 作業を管理する方
- 3 会場 八女労働基準協会会議室 住所:八女市稲富 121 ☎0943-23-0155
- 4 受講料 協会員様 受講料(税込)¥5,500 (テキスト代含)
非協会員様は 2200 円お高くなります。
- 5 申込必要書類 ① 申込書
② 写真(縦 3cm×横 2.4cm)2 枚 (1 枚は申込書に貼付し、1 枚は添付してください)
③ 記載事項確認書類
(自動車運転免許証・住民票(本籍・マイナンバー未記載のもの)等のいずれかのコピー)
- 6 申込方法 申込必要書類(上記①②③)に、受講料を添えてご持参いただくか、ご郵送ください。
ご郵送の場合の受講料は下記の口座にお振込みください。
- 7 振込口座 一般社団法人八女労働基準協会 会長 福島成孝
筑邦銀行八女支店 (普通)1506587 福岡銀行八女支店(普通)1719313
- 8 受講定員 40 名
- 9 申込〆切日 講習日 10 日前
- 10 受講票 講習日の 1 週間前までにFAXにて送ります。
FAXしましたら、ご担当者様に確認のお電話を差し上げます。

11 カリキュラム

講習時間	講習区分
13:00～13:05	開講挨拶
13:05～16:50	学科(3.5h)

講習時間には休憩時間を含んでいます。

【お問い合わせ・お申込先】

一般社団法人八女労働基準協会

〒834-0047 八女市稲富 121

電話 0943-23-0155

FAX 0943-23-0185

メール yame-rk@yame-rk.or.jp

